

伊勢原市告示第 54 号

振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動についての規制基準を次のように定める。

振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動についての規制基準

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を次の 1 のとおり指定し、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき、特定工場等において発生する振動についての規制基準を次の 2 のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域

伊勢原市の区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域として定められた区域を除く区域（以下「指定地域」という。）

2 指定地域内の特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午前 8 時まで
第 1 種区域	I	60 デシベル
	II	65 デシベル
第 2 種区域	I	65 デシベル
	II	70 デシベル

備考 1 第 1 種区域の I、第 1 種区域の II、第 2 種区域の I 及び第 2 種区域の II の区分は、次に定めるとおりとする。

- （1）第 1 種区域の I 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域
- （2）第 1 種区域の II 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域
- （3）第 2 種区域の I 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域
- （4）第 2 種区域の II 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業地域として定められた区域

備考2 一の特定工場等が属する指定地域の区域の変更（平成8年5月10日以後における変更に限る。）により、当該一の特定工場等に適用される振動の規制基準値が従前の規制基準値より小さい値となる場合にあつては、当該一の特定工場等については、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなして規制基準を適用する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

伊勢原市告示第 55 号

振動規制法施行規則別表第 2 の備考 1 の規定に基づく区域の区分及び時間の区分を次のように定める。

振動規制法施行規則別表第 2 の備考 1 の規定に基づく区域の区分及び時間の区分

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 2 の備考 1 の規定に基づき区域の区分を次の 1 のとおり定め、同表の備考 2 の規定に基づき、時間の区分を次の 2 のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

1 区域の区分

- (1) 第 1 種区域 振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動についての規制基準（平成 24 年伊勢原市告示第 54 号）により指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち第 1 種区域の I 及び第 1 種区域の II として定められた区域
- (2) 第 2 種区域 指定地域のうち第 2 種区域の I 及び第 2 種区域の II として定められた区域

2 時間の区分

- (1) 昼間 午前 8 時から午後 7 時まで
- (2) 夜間 午後 7 時から午前 8 時まで

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

振動規制法施行規則別表第1の付表第1号の規定に基づく静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1の付表第1号の規定に基づき、静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域を次のとおり指定する。

振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動についての規制基準（平成24年伊勢原市告示第54号）により指定された地域のうち、次に掲げる区域

- 1 第1種区域のⅠとして定められた区域
- 2 第1種区域のⅡとして定められた区域
- 3 第2種区域のⅠとして定められた区域
- 4 第2種区域のⅡとして定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の境界線から80メートルまでの区域
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

附 則（平成 24 年伊勢原市告示 56 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年伊勢原市告示 76 号）

この告示は、公表の日から施行する。